

議会レポート

町議会第1回定例会(3月議会)が、3月3日から20日までの18日間の会期で開かれ、23議案の審議と2件の請願(継続審査となっていた請願1件を含む)の審査、3件の陳情の報告が行われました。

↓3議案とも原案どおり可決

条例の制定

◇寄居町子ども子育て会議条例の制定

説明 「子ども・子育て支援法」の施行に伴い、新たに設置される子ども・子育て会議の構成や委員の任期などを規定する条例です。

◇寄居町土地改良事業基金条例の制定

説明 国営荒川中部土地改良事業に係る町負担金の償還に充てるため、寄居町土地改良事業基金の設置について規定する条例です。

↓2議案とも原案どおり可決

条例の改正

◇公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正

↓原案を否決

◇特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正

◇寄居町社会教育委員設置条例の一部改正

↓2議案とも原案どおり可決

人事案件

◇寄居町公平委員会委員の選任の同意

↓原案に同意

説明 任期満了に伴い、藤山典彦さん(用土12)を引き続き委員に選任することに對して、議会の同意を求めたものです。

◇寄居町教育委員会委員の任命の同意

↓原案に同意

説明 任期満了に伴い、大谷正典さん(岩崎)を引き続き委員に任命することに對して、議会の同意を求めたものです。

今年も行います! 緑のカーテン補助金

～緑のカーテンで涼しい夏を過ごしましょう～

町では、町内の建物を緑の植物で覆う壁面緑化を行った方に対して、費用の一部を補助します。涼しい夏を過ごせるように、緑のカーテン作りにチャレンジしてみませんか。

- 受付期間/6月2日(月)～9月30日(火)
- ※受付期間中でも、予算額に達した時点で受付を終了します。
- 対象/平成26年度中に、町内に所有、または借用している建物にネットや支柱などを使い、つる性の植物で3㎡以上の壁面緑化を実施した個人、または法人で、町税を滞納していない方
- ※前年度までに補助金を受けた方も対象になります。
- 面積の求め方/植物の幅(植物の根元付近での横の長さ)と、高さ(地面から植物の先端までの長さ)を測って算出します。
- 補助対象となる経費/①苗、種、プランター、土、肥料などの植栽経費、②植物のつる等を這わせるために使用するネット、支柱などの補助機材
- 補助金の額/補助対象となる経費のうち、平成26年度中に購入したもので、5,000円を上限とします(ただし、100円未満は切り捨て)。
- 申請方法/申請書に必要事項を記入し、添付書類とともに生活環境課へ提出してください。申請書は生活環境課、総合案内、男舎・用土両連絡所に備え付けてあるほか、町公式ホームページからもダウンロードできます。なお、緑のカーテンが3㎡まで成長した後の申請となりますのでご注意ください。
- 添付書類/①緑のカーテンを3㎡以上実施したことがわかる写真、②緑のカーテンに要した経費の領収書等(購入品目が確認できるもの)の写し
- 問い合わせ/生活環境課(☎581・2121内線223)へ。

高校生に対する修学資金制度 寄居町修学資金制度

町では、町内在住で修学の意欲を有しながら、経済的な理由により高等学校での修学が困難な方を対象に修学資金を支給し、有用な人材を育成する補助金制度があります。

- 対象/次のいずれにも該当する方
- ①平成8年4月2日以降に生まれた方
 - ②平成24年4月1日以降、新たに高等学校・高等専門学校・中等教育学校の後期課程・特別支援学校の高等部に入学し在学中であり、在学期間が3年以内の方
- 修学生の条件/次のいずれにも該当する方
- ①寄居町に本年6月25日(水)までに引き続き6カ月以上住んでいる方
 - ②性行が善良であって、経済的な理由により学資の支出が困難な世帯のお子さん
- 対象となる経済的な理由により学資の支出が困難な世帯の例
- ・生活保護受給世帯
 - ・【生活保護法】による保護が停止、または廃止となった世帯
 - ・町民税が非課税の世帯
 - ・【児童扶養手当法】による児童扶養手当を受給している世帯
- ※この他にも援助を受けられる場合がありますので、詳しくはお問い合わせください。
- 修学金の額/月額5,000円
- 申請方法/次の書類を6月25日(水)までに教育総務課へ提出してください。
- ・修学資金給与申請書
 - ・在学等証明書(町で定めた様式のもの)
 - ・平成26年度(25年分)市町村民税課税証明書(世帯員で所得税・住民税の申告義務のある方全員のもの)、または経済的な理由で修学困難なことを証明できる公的文書の写し(詳しくはお問い合わせください)
- 修学生認定後の履行事項/修学生は7月、11月、2月の各月末までに、当該月に発行された在学等証明書(町で定めた様式のもの)を町教育委員会に提出していただく必要があります。
- 問い合わせ/教育総務課(☎581・2121内線511)へ。



専決処分の承認

◇平成25年度寄居町一般会計補正予算(専決第1号)

↓原案どおり承認

説明 2月14日から15日の記録的な大雪に伴う除雪等の経費について所要額の補正を行った専決処分の承認を求めたものです。

請願

◇男衾中学校校舎の新築実現に関する請願

↓採択

請願(継続審査となっていた案件)

◇「容器包装リサイクル法を改正し、発生抑制と再使用を促進するための法律の制定を求める意見書」の採択を求める請願

↓不採択

その他の議案

◇埼玉県市町村総合事務組合の規約変更

◇公の施設の指定管理者の指定(3議案)

説明 平成24年に指定管理者の指定を行った3施設について、2年間の指定期間が満了となることから、それぞれの施設について新たに指定管理者の指定を行うこととしたものです。

- ①総合社会福祉センター「かわせみ荘」指定管理者：寄居町社会福祉協議会
- ②日本の里指定管理者：日本の里風布館管理委員会
- ③かわせみ広場指定管理者：寄居町観光協会(いずれも継続指定)

◇訴訟の提起

説明 平成24年5月に発生した役場庁舎火災による損害賠償を請求する訴訟を提起するものです。

↓5議案とも原案どおり可決

問い合わせ/議会事務局(☎581・2121内線340)へ。

ありがとう善意の寄附

- 次の方々から寄附をいただきました。皆さんの善意に感謝し、ご報告します。
- 【教育振興のため】
- ▼金12,851円 寄居町商工会青年部 一柳 憲隆 様(中学社会福祉センター)
- 【社会福祉のため】
- ▼金17,191円 大字桜沢 坂本 トク 様
- ▼金60,120円 宗教法人蓮光寺 様
- ▼金500,000円 株式会社花園フォレスト 代表取締役 高橋 博 様
- 【公共施設の整備】
- ▼金70,000円 匿名 様
- ▼金70,000円 匿名 様
- 【防災・備蓄のため】
- ▼ペットボトル水2リットル720本 三国コカ・コーラボトリング株式会社 本庄支店 支店長 永島 正巳 様
- 【福祉のため】
- ▼金1,000,000円 本庄市児玉町 山田 昌功 様
- 【保健福祉の増進のため】
- ▼金20,000円 大字赤浜 末吉 富美雄 様